

東京都年金受給者協会の団体傷害保険のご案内

「傷害補償(標準型)特約セット 団体総合生活補償保険」

この保険は東京都年金受給者協会を保険契約者とし、東京都年金受給者協会の会員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。

加入年齢は79才までです。(80才で終了)

日常生活のさまざまなケガと
損害賠償責任を補償します。
(病気は対象外です。)

- ① 会員ご本人とその配偶者の方が加入できます。
- ② 天災(地震・噴火・津波)のときにも、下記内容の補償をします。(天災危険補償特約セット)
- ③ ケガによる入院・通院は1日からでも補償の対象になります。
- ④ 日常生活の中での偶然な事故による法律上の損害賠償責任を補償します。
- ⑤ 他人から受託した物の法律上の損害賠償を補償します。
- ⑥ 病気による入院・通院・死亡については対象外です。

補償内容・保険金額・一時払保険料について

■ A、B、Cの3タイプのいずれか1タイプをご選択ください。〈職種級別A〉

(傷害後遺障害保険金対象外特約、天災危険補償特約セット) (保険期間(ご契約期間): 毎年7月1日から1年間 中途加入も可能です)
(傷害入院保険金支払対象期間60日、傷害通院保険金支払対象期間180日、免責期間0日(入通院)、団体割引5%適用)

タイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
【傷害死亡保険金額】 ※傷害後遺障害は対象外	300万円	300万円	300万円
【傷害入院保険金日額】 (支払限度日数60日)	3,000円	3,000円	3,000円
傷害手術保険金	入院中: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外: 傷害入院保険金日額の5倍		
【傷害通院保険金日額】 (支払限度日数30日)	1,000円	1,500円	2,000円
【日常生活賠償保険金額】 (免責金額: なし)	5,000万円	5,000万円	5,000万円
【受託物賠償責任保険金額】 (免責金額: 5,000円)	10万円	10万円	10万円
《一時払保険料》	7,640円	8,810円	9,970円

※被保険者(補償の対象となる方)数が20名~500人未満の場合(団体割引5%)の保険料です。

〈職種級別について〉

保険料は被保険者(補償の対象となる方)ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別Aの保険料です。
告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

職種級別Bの方の保険料およびご不明な点は、取扱代理店までお問い合わせください。

職種級別A・・・下記B以外の職業従事者、主夫・学生・無職者など
職種級別B・・・農業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員、自動車運転者(助手を含む)、建設作業員

取扱代理店: インケア株式会社

お問い合わせ

☎ 0120-86-7711 (平日9:00~17:00)

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町8-1 ヤマトネ箱崎ビル6階 ☎ 03-3660-7711

このご案内は、団体総合生活補償保険の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「団体傷害保険のご案内」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約の概要のご説明・注意喚起のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険(株) 東京中央支店 東京中央第一支社 ☎ 03-3242-7171

(2024年1月承認) B23-103494